

湖南省地域包括支援センター支所運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、市が地域包括支援センター支所運営業務を委託するにあたり、当該業務の目的および内容に最も適した法人（以下「受託者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務目的

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく尊厳を持って暮らすため、一人ひとりの高齢者の状態に応じた保健・医療・介護・福祉等のサービスや社会資源を活用し、自立した生活を送るための総合相談窓口として、住民に身近な生活圏域ごとの支所の運営に関して委託する。

(2) 業務名

湖南省地域包括支援センター支所運営業務委託

(3) 公募する支所の名称および担当圏域

名称	担当圏域	小学校区
湖南省地域包括支援センター甲西支所	甲西中学校区	三雲東小学校区、三雲小学校区
湖南省地域包括支援センター石部支所	石部中学校区	石部小学校区、石部南小学校区
湖南省地域包括支援センター甲西北支所	甲西北中学校区	岩根小学校区、菩提寺小学校区、菩提寺北小学校区
湖南省地域包括支援センター日枝支所	日枝中学校区	下田小学校区、水戸小学校区

なお、公募型プロポーザルによる選定は、上記支所ごとに実施し、複数の圏域に参加することも可能とする。

(4) 業務場所

受託者が担当圏域内で市民の身近な生活圏域を考慮した場所に、事務室および相談室等で構成される支所を運営すること。

(5) 業務内容

別紙「湖南省地域包括支援センター支所運営業務委託仕様書」のとおり

(6) 業務期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(7) 提案上限額

## 支所1か所あたりの上限額

年度	提案上限額
令和4年度	11,985,840円
令和5年度	11,496,840円
合計 (2カ年度計)	23,482,680円

※消費税および地方消費税含む

### 3. 参加資格

提案事業者は、地域包括支援センター支所の運営を円滑に実施できる、次に定める（1）から（4）の全ての要件を満たす法人とする。

（1）介護保険法施行規則第140条の67の規定に基づくセンター設置資格を有する者（医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人もしくは一般財団法人または特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人）であること。

（2）令和3年12月1日時点において、次のいずれかの施設（事業所を含む）を現に運営している法人のうち、その運営実績が継続して5年以上あること。

- ① 介護保険法に基づく地域包括支援センター
- ② 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- ③ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する施設（事業所を含む）ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く

（3）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。

（4）直近1年間の国税および地方税の滞納がないこと。

### 4. 応募法人等の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

（2）本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことのある者（本市の取消しに限定しない）

（4）会社更生法（昭和22年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生または再生手続きをしている者

- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- (6) 宗教団体（宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- (7) 本市における指定管理者の指定およびプロポーザル方式における選定その他、入札等の手続において、その公正な手続きを妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正に利益を得るために連合する法人

## 5. 実施スケジュール

内 容	日 程
①公告（募集開始）	令和3年12月22日（水）
②質問の受付開始	令和3年12月22日（水）
③質問書の受付期限	令和3年12月28日（火）
④質問書の回答	令和4年1月7日（金）
⑤参加表明書等の提出期限	令和4年1月14日（金）
⑥支所運營業務提案書等の提出期限	令和4年1月21日（金）
⑦審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和4年2月3日（木）
⑧審査結果通知	令和4年2月10日（木）

## 6. 質問書の受付・回答

本実施要領および仕様書に対する質問は、次により行うこと。なお、評価および審査に関する質問については受け付けない。

- (1) 質問書（様式9）により電子メールで提出すること。

電子メール件名「湖南省 プロポーザルに関する質問（法人名）」

送付先：電子メールアドレス kaigo@city.shiga-konan.lg.jp

※送付後、必ず電話（土、日、祝日を除く。）により到着確認をすること。

- (2) 質問書受付期限

令和3年12月28日（火）17：15まで

- (3) 質問書の回答

令和4年1月7日（金）までに、湖南省ホームページに回答を公開する。

## 7. 参加表明書（様式1）等の提出

参加表明書等は、次により提出すること。

- (1) 提出期限

令和4年1月14日（金）12：00まで（土、日、祝日を除く。）

- (2) 提出場所および方法

「12. 問い合わせ先」まで持参にて提出すること。郵便やFAX等による提出は、認めな

い。事前に湖南省健康福祉部高齢福祉課と提出日時の調整を行うこと。

(3) 提出書類

提出書類	詳細	指定様式
①公募型プロポーザル参加表明書	プロポーザルへの参加意思表示について	様式1
②定款または寄付行為	最新のもの	
③登記事項説明書	発効日から3ヶ月以内のもの	
④納税証明書	(1) 法人市民税の完納証明書	
	(2) 法人県民税の完納証明書	
	(3) 消費税および地方消費税の未納がない旨の納税証明書	
	【注意事項】 注1：証明書については、直前の1年分 注2：非課税の場合は非課税証明書	
⑤法人概要書	法人全般の概要について	様式2
⑥介護保険サービス等の運営実績	介護保険サービスについての運営状況について	様式3
⑦法人役員名簿および代表者の経歴書	法人の役員および代表者の経歴についてわかるもの	
⑧介護保険サービス(事業所・施設)指導監査等実績状況に係る申出書	介護保険サービスについての实地指導や監査についての指摘事項等の報告	様式4
⑨決算書	(1) 直近3年間の決算書類(貸借対照表、損益計算書、監査報告書等)	
	(2) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合には直近3年間の内容と実績	

(4) 書類のつづり方

ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとする。ファイルの表紙および背表紙に「(希望する支所名)支所運営業務 参加表明書」「法人名」を表記し、項目ごとにインデックスをつけること。

(5) 提出部数

上記を1冊のファイルに綴じ、9部(正本1部、副本8部)を提出すること。なお複数の圏域を希望する場合には圏域それぞれ9部提出すること。

8. 支所運営業務提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年1月21日(金)17:15(土、日、祝日を除く。)まで

(2) 提出場所および方法

「12. 問い合わせ先」まで持参にて提出すること。郵便やFAX等による提出は、認めない。事前に湖南省健康福祉部高齢福祉課と提出日時の調整を行うこと。

### (3) 提出書類

提出書類	左記の詳細	指定様式
①支所運營業務提案書	応募の理由、理念、市の運営方針に基づく支所運營業務の具体的な取組み方法等	様式5
②人員配置計画書	各職種の職員配置計画書	様式6
③見積書	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの見積り	様式7
④見積内訳書	令和4年度から令和5年度の各年度の見積り内訳	様式8

### (4) 書類のつづり方

ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとすること。ファイルの表紙および背表紙に「(希望する支所名)支所運營業務提案書等書類」「法人名」を表記し、項目ごとにインデックスをつけること。

### (5) 提出部数

上記を1冊のファイルの綴じ、9部(正本1部、副本8部)を提出すること。なお複数の圏域を希望する場合には圏域それぞれ9部提出すること。

### (6) その他

支所運營業務提案書等の提出は、各支所につき1法人1案とする。

## 9. 支所運營業務提案書等の取扱い

- (1) 提出された支所運營業務提案書等応募書類は返却しない。
- (2) プロポーザル応募に要した事業所の費用負担に対し、湖南省は一切補償しない。

## 10. 審査方法等

### (1) 審査

市が設置する「湖南省地域包括支援センター支所運營業務委託法人選定委員会」が「湖南省地域包括支援センター支所運營業務審査判定基準表」(資料1)に基づき審査する。審査は、提案書類等、プレゼンテーションおよびヒアリングより総合的な評価選考により行う。

#### ① 実施予定日

令和4年2月3日(木)

#### ② 実施場所

湖南省役所東庁舎3階大会議室

#### ③ 出席者

出席者は、法人代表者や業務責任者等を含め3名以内とする。

#### ④ その他

(ア) 審査は、1法人30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とし、実施時間については後日連絡する。

(イ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した支所運營業務提案書等の書類に基づき説

明すること。

(ウ) 審査結果は提案者全員に通知する。また、本市ホームページにて審査結果を公表する。

(エ) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 11. その他留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- ② 所定の日時および場所に支所運営業務提案書等の書類を提出していないとき。
- ③ 見積書の金額が提案上限額を超える場合。
- ④ 各支所につき1法人が2案以上の提案をした場合。
- ⑤ 提案に関して、談合などの不正行為または参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ⑥ 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- ⑦ 本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認されたが、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。

(ア)本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。

(イ)支所運営業務提案書等の書類に虚偽の記載がある場合。

(2) その他

- ① 参加表明後に辞退する場合は、「辞退届出書」（任意様式）を提出すること。
- ② 提出書類等は、本プロポーザルによる受託者選定以外の目的には使用しない。
- ③ 支所運営業務提案書等の提出依頼に関する説明会は開催しない。
- ④ 支所運営業務提案書等の提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。ただし、人員配置計画書に記載した予定職員が病休、退職等のため、やむを得ず変更を行う場合は、変更が必要になった理由および変更後の職員について、市が求める資料を提出し、市の了解を得なければならない。
- ⑤ 提出された支所運営業務提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

## 12. 問合せ先

〒520-3223

滋賀県湖南市夏見588番地

湖南市役所 健康福祉部高齢福祉課地域支援事業係 奥邨

電話番号 0748-71-4652（直通）

FAX番号 0748-72-1481

電子メールアドレス kaigo@city.shiga-konan.lg.jp